



なんて・すてき

那須町

記者発表資料 ~ Press Release ~

令和6年9月13日

## 議会の議決を経していない財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れとありますが、議決を経ずに契約し取得している事例が判明いたしました。

### 1 事実経過及び原因

当町において、議決を経ずに契約し取得している財産等について文書保存年限である過去10年間（平成26年度～令和5年度）及び本年度について調査を行った結果、複数年度において事例があることが判明しました。

原因は、消耗品等に関し財産として議決が必要になるという認識が不足していたことによるものです。

### 2 該当事例

別添「議決を経していない財産取得一覧」のとおり

### 3 今後の対応

2の該当事例は、議会の議決を必要とすることから、現在の定例会の会期中に追認の議案を提出いたします。【9月定例会最終日：令和6年9月17日（火）】

### 4 再発防止策

全庁的に、議決の必要性について周知徹底を図ります。

また、総務課、財政課、及び担当課は、議会の議決に付すべき契約等がある場合、事業執行前に3課で情報を共有します。また、総務課は議決が必要になる事項を明記した一覧を作成し組織的、横断的にチェック体制を強化します。

◇本件に関する問い合わせ先

課・局名	係名	電話	E-mail
総務課	総務係	0287-72-6901	somu@town.nasu.lg.jp